

第二十六回 参議院大蔵委員会會議録第三十号

(三五)

昭和三十三年四月十八日(木曜日)午後一時三十六分開会

委員の異動

四月十七日委員稻浦鹿藏君辞任につき、その補欠として小柳牧衛君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬 久忠君

理事

木内 四郎君
西川 甚五郎君
大矢 正君
平林 剛君

委員

青木 一男君
木暮武太夫君
小柳 牧衛君
高橋進太郎君
田中 茂穂君
土田 国太郎君
苦米地英俊君
天田 勝正君
杉山 昌作君
前田 久吉君

政府委員

大蔵政務次官 足立 篤郎君
大蔵省主計 中尾 博之君
大蔵省管財局長 正示啓次郎君
事務局長
常任委員 木村常次郎君
会専門員
説明員 大蔵省管財局国 市瀬 泰蔵君
有財産第二課長

本日の會議に付した案件

○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○造幣局特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○臨時受託調達特別会計法案(内閣送付、予備審査)

○国有財産法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○国有財産特殊整理資金特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(廣瀬久忠君) これより委員會を開きます。

議事に入るに先だつて委員の異動について御報告申し上げます。

昨十七日付をもつて稻浦鹿藏君が辞任、小柳牧衛君が委員に選任されました。

○委員長(廣瀬久忠君) 本日はまず、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案

臨時受託調達特別会計法案

以上、いずれも予備審査の三案を、便宜一括議題として、政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(足立篤郎君) ただいま議題となりました酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案外二法案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

最初、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における酒類の生産及び取引の状況並びに酒類業組合制度の運営の状況に鑑みまして、酒類業組合等が行う事業の範囲について実情に即するように改善を加え、酒類業組合に総代会を設けることができることとする等規定の整備をはかるため、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正しようとするものであります。

以下、改正の内容につきまして、その大要を申し上げます。

まず第一に、酒類業組合等が行う事業のうち、規制事業につきましては、規制の前提条件、範囲等を最近における組合制度の立法例に準ずる程度に整備いたしております。

この法律が制定された昭和二十八年当時、この法律の規制事業とは同範囲の調整事業を認めていた特定中小企業に限定して、臨時措置法は、その後の情勢の変化により中小企業安定法となり、その調整事業の範囲も拡張されてきております。

一方、最近における酒類の取引の状況も、酒類の総販売額がこの法律制定のころよりも六割以上増加してきたため、当時に比べ取引条件等においてかなりの変化を示してきております。

ので、酒税収入が国税収入中に占める地位から見て、これに対応した所要の措置を講ずることができるようになるように必要があり、中小企業安定法等の立法例に準ずる程度の整備をはかるようにいたしていただいております。

また、規制事業以外の事業につきましても、最近の実情に応じ所要の改正を行うこととしております。

なお、ただいま述べました酒類業組合等の規制事業の範囲の整備に対応いたしまして、酒税の保全のための勸告または命令の規定におきましても所要の整備を行うこととしております。

第二に、酒類業組合等の運営に関しまして、これまでの経験に鑑み、総代会及び評議員会を設けることができるようにいたしております。

すなわち、組合員の総数が二百人をこえる酒類業組合においては、中小企業協同組合等の例にならぬ、総会にかわるべき総代会を設けることができるようにいたし、また、酒類業組合中央会においては、末端の組合員から選出された評議員によつて評議員会を構成して、理事に對しその意見を述べることができるようになるようにいたしまして、酒類業組合等の運営の円滑化をはかりたいと考えております。

第三に、この法律施行後、四年間の経験に鑑みまして、検査員制度、酒類業組合中央会等の特別議決制度、交付金制度、役員解任命令、決算関係書類の提出義務等につきまして、所要の

規定の整備を行うこととしております。

次に造幣局特別会計法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

造幣局特別会計は、元來、造幣局の事業を企業的に運営し、その健全な発達をはかるために設置されているものであります。

政府が補助貨幣を引きかえまたは回収したときは、その地金がこの会計の利益となり、これを製造の用に供したときは、この会計の欠損となることになつてゐる点、決算上の利益は補助貨幣回収準備資金に対する納付金として処分されることになつてゐるにかかわらず、この利益は地金の回収によつて生じたものがあるため、現実には現金による納付が不可能である点、固定資産の取得費がそのまま資本の増加となるため、減価償却費は常にこの会計の欠損となる点等、造幣局の企業努力をできるだけ忠実に決算に反映せしめる上におきまして、必ずしも適當でない点が痛感されますので、補助貨幣回収準備資金制度及びこの会計の仕訳、損益処理等について所要の改正を行うとともに、昭和三十三年度末決算において予想される未納付益金及び欠損金の累積額について所要の措置を講じ、改正後の新しい制度に切りかえるため、ここに造幣局特別会計法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要を申し上げます。

第五部 大蔵委員会會議録第三十号

昭和三十三年四月十八日【参議院】

第五部

大蔵委員会會議録第三十号

昭和三十三年四月十八日【参議院】

第五部

大蔵委員会會議録第三十号

昭和三十三年四月十八日【参議院】

第五部

ます。改正の第一点は、従来特別会計に
帰属していた引きかえ貨幣または回収
貨幣は、これを補助貨幣回収準備資金
に属せしめることとし、特別会計にお
いて貨幣製造のため、これを地金とし
て使用する必要があるときは、このた
めの所要量を特別会計に払い出すこ
ととしたこと。第二点は、固定資産の増
減及び企業努力以外の要因によって生
ずる資産価額の増減、たとえば資産の
評価益等による増減は、これを損益勘
定で処理することなく、直接この会計
の固有資本の増加または減少として処
理することとしたこと。第三点は、固定
資産の拡張及び改良が行われた場合、
直ちにこれを資本の増加とすることな
く、固定資産にかかわる支出額が当該
年度の減価償却費に比して超過する場
合にのみその超過する分を増資に充て
るとともに、不足した場合には、その
不足する分は資産勘定に減価償却費受
入未済金として特掲することとしたこ
と。第四点は、当該年度における純益
は、補助貨幣回収準備資金の一部を編
入する場合を除いては、翌年度に繰り
越すこととし、逆に欠損が生じたとき
は、前年度の繰越利益があればこれを
もって埋めることができるようにした
こと。第五点は、本法は公布の日から
施行し、昭和三十三年年度予算から適
用することとしたが、昭和三十三年
年度決算終了の時に一般会計に
対する未納付益金、前受金及び補助貨
幣回収準備資金に対する未編入益金
は、この会計に属している引換貨幣ま
たは回収貨幣等の地金を同資金に引き
渡すことによって決済することとする
ほか、同年度末における決算上の損失
は減資により処理することとするもの

であります。以上のほか、これらに関
連いたします規定について所要の整備
を行うこととしております。
最後に、臨時受託調査特別会計法案
につきまして提案の理由を御説明申し
上げます。

政府におきましては、日本国とアメ
リカ合衆国との間の相互防衛援助協定
に基づきまして、日本国政府に無償で譲
渡される予定となっております艦船二
隻を、アメリカ合衆国政府の負担にお
きまして日本国内において調査いたし
ますことが、海上防衛力の質的向上と
防衛産業の育成をはかるために適当で
あると認めましたので、今般、防衛庁
におきまして、アメリカ合衆国政府と
の間に、その受託調査契約の締結を行
わせることとしていたすとともに、こ
の契約の実施に関する経理は特別のも
のでありますので、これを一般会計と
区分して、経理の適正をはかるために
特別会計を設けることとしていたしま
して、この法律案を提出いたしました次第
であります。

次にこの法律案の概要について御説
明申し上げます。

第一に、この会計におきましては、
アメリカ合衆国政府からの収入金で政
府から調達契約の相手方である国内業
者に支払われるもの、精算金等国内業
者からの収入金でアメリカ合衆国政府
へ支払われるもの等をもってその歳入
とし、これらの収入金をもってその国
内業者に対する支払金及びアメリカ合
衆国政府に対する支払金をもつてその
歳出とすることとしていたしております。
第二に、以上のほか、この会計の設
置及び運営等に関し必要な事項を規定
いたしますとともに、付則におきまし

て、この受託調査契約の締結、実施及
びこの特別会計の経理に関する事務を
防衛庁において行うこととしていたしま
す。防衛庁設置法の一部改正を行う
こととしていたしております。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御
賛成賜わらんことをお願いいたしま
す。

○委員長(廣瀬久忠君) 三案の補足説
明及び質疑は、後日に譲ります。

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、国有財
産法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法の一部を改正す
る法律案

別措置法案

国有財産特殊整理資金特別会計法案

以上、四案を便宜一括議題として質
疑を行います。

なお、念のため申し上げますが、国
の庁舎等の使用調整等に関する特別措
置法案及び国有財産特殊整理資金特別
会計法案は、衆議院において、施行期
日を、いずれも「公布の日」と修正さ
れております。

○平林剛君 私は、ただいま議題とな
りました法律案に関連する具体的な
問題について、政府当局から意見を聞
きたいと思ひます。

私のお尋ねしたいのは、東京都
内江戸川区の小岩一丁目、旧陸軍高射
砲陣地の土地、六万坪の土地と建物
の所有権に関する疑問であります。こ
の問題の土地は、元陸軍の高射砲陣地
を構築した地域で、小岩一丁目、上篠
崎町などの一部で、約六万坪といわれ
ております。そして、終戦後今日まで、
この土地と建物をめぐって紛争と疑問

が続いているというところであります。
私の得た資料によりますと、この土地
と旧兵舎が、終戦とともにいろいろな
形で処分をされ、また戦災で住居を焼
失した困窮者が昭和二十一年一月、当
時の江戸川区長春見一夫の人居通知に
よつて人居したところから始まつてい
るわけでありまして、陳情者の話では、
その際、区役所から家賃や地代につい
ての話は全くありませんで、そのまま
人居通知によつて住まわつておつた。
ところが昭和二十三年になつて、旧地
主と自称する人たちが現われて、賃貸
契約書の署名と価格を一方的にきめ
て、家賃を支払えと強要したのであ
ります。そこで居住者一同が協議し
たところ、旧地主と称する人たちに
所有権があるかどうか明確でない、そ
の他の理由で結論を得ず、あとで江戸
川区長からも居住者と旧地主と称する
ものと三者の会談をしたらどうかとい
う通知がありましたが、これにも出席
を留保して、問題の解決がなかったの
であります。そして昭和二十九年に
なつて、居住者の住宅全部が江戸川税
務事務所の手によつて、固定資産税未
納のために差し押えられて公売にされ
るといふ問題に直面し、関係者はあわ
てて調査をしたところが、昭和二十五
年ごろに、自己の所有物件として届け
済みの旧地主と自称する川野幾太郎と
いふ人物が浮び上つてきたのでありま
す。その後、江戸川の区長や東京都の
知事、大蔵省の関東財務局にこの問題
に関して陳情を続けた模様であります
けれども、結局、旧地主と自称する人
たちと話し合いをすることが最もいい
解決だということで、関係先からは陳
情書は返される。旧地主と自称するも

のは當時は百九名、あの昭和二十五年
の耕地整理の完了とともに、現在では
三十数名の名義になつておると言われ
ておるわけでありまして。こういう経緯
をたどつて、現在もうやむやのうちに
残されておるので、ここで私は疑問と
なるのは、この問題の土地、旧高射砲
陣地六万坪は、一体だれの所有にな
るのか、国有財産であるのか、あるい
は旧地主と称する人たちの所有である
のか、こういう点について明確を欠い
ておるわけでありまして。私はまず初め
に、この事実について政府当局の方か
ら事情をあらまし承知しておるところ
をお伺いして、次の質問に移りたいと
思いますから、この点をまずお答えを
願ひたいと思ひます。

○政府委員(正示啓次郎君) この東京
都の江戸川区小岩町にございました高
射砲部隊の建物の大体のいきさつは、
平林委員からお述べの事実と大体
合つております。ただ全体として、当
時の一般の情勢というものをわけ加え
て申し上げなければならぬかと思ひ
てございまして、御承知のように、旧
軍が敗戦直後に解体いたされまして、
旧軍の持つておりました施設あるいは
物件というふうなものは、いわゆる特
殊物件といふことで、当時内務省、こ
れはその後に解体されたことは御承知
の通りでございまして、内務省の系統
と大蔵省の系統におきまして、非常に
処理が混乱をした時代がございまして。
今日から見ますとまことに困つた事態
であつたのでございまして、当時とい
はしましては、まことにやむを得ない
事情でございまして。そこで、いろい
ろ困難等におきまして、この責任の省
の調整の話し合いが行われまして、結

局におきましては、物件、いわゆる今日物品管理法の対象になるような特殊物件というものは、一応内務省系統におきまして処理をする。しかしながら、施設、すなわち土地、建物というふうなものは、大蔵省が引き統いてこれを処理するというのが、やうと閣議決定になりましたのが昭和二十年の八月二十八日でございますが、しかしながら、これが権限の調整をきめましてのは十月十九日で、特殊物件処分大綱という閣議決定が行われておりまして、しかも当時非常に混乱をいたしておりまして情勢のもと、かようなことが末端に徹底をいたしますまでは相対の時日もかかり、またこれが、こういふ方針に基きまして処理せられるまでの間に、いろいろと手間取ったような事情でございます。この間、連合国最高司令部から日本政府あての覚書等も出されておりました、非常に混乱をいたしておたということを第一に申し上げなければならぬと思ひます。しかも東京は、御承知のように戦災を受けまして、被災者等があらわにに住むに家なし、食うに食なしというふうな、非常な混乱の状態にござりましたので、本件小岩の旧高射砲部隊の跡の建物につきましては、端的に申し上げますと、中央政府からの指令を待たずして、東京都の計画局長、今日は建設局長と申しておりますが、計画局長の指示を受けました。今お述べの江戸川区長が、その指示に基いて処分をしたわけでございます。従いまし、今日事態が正常化した場合には、おいて考えますと、一体いかなる法律の根拠に基いて、いかなる権限をもつてやつたかということにつきまして、非常にこれは問題があるわけでございいます。その点はわれわれも率直にさように考えまして、関係の向きにつきましまして事実関係を調査をいたしたのであります。で、いずれにいたしましても、申し上げたような混乱した時代のも、計画局長から当時、被災者の収容のために旧陸海軍の施設を応急的に使いなさいということの指示が参りまして、これによつて江戸川の区長が、今お述べのように被災者を収容したわけであります。問題は、これの所有権をどうしたかという点にくるわけでございますが、その前に軍が、今お述べの地主と称するいわゆる川野幾太郎氏でございますか、これは当時その地方の第三耕地整理組合の組合長というところになっておりました、この組合長を代表といたします組合員百八人、先ほどおあげになった数字でございますが、これがいわゆる地主でございいます。この地主から旧陸軍が、高射砲部隊が土地を借り受けまして、この建物を設置したわけでございいます。借り受け契約を見ますと、地代を幾ら払うというところも書いておるわけですが、それがあのような時代になりました、なおその土地借り受け契約の中には、原状に回復した上で返還するといふ、いわゆる原状回復の義務を負つておるものであります。そういう事態のもとに敗戦ということになりましたので、また計画局長からの指示がありましたので、江戸川区長といたしましては、この地主たちに対する原状回復の義務というところが一方にある。また終戦後の地代の未払い額というものに対する債務を負つておるといふようなこともございしました。他方、目の前にあります戦災者を収容しなければならぬというふうな事態と、両方考え合せまして、昭和二十年の十一月一日に、この耕地整理組合長である川野幾太郎氏との間に契約を取りかわしまして、戦災者住宅とすることが第一、払い下げ価格を有償とするか、無償とするかは別途定めるといふことが第二、この二つの条件を付しまして、本件建物を譲り渡すということに契約に定めたのであります。その前に、土地は従つて旧地主に返還をしておるわけでございまして、この譲渡契約は、もつぱらその地上にありますが建物についての契約でございいます。で、この土地を返還しましたことに対応いたしまして、別途かような契約を結んだ上は、今後地代その他の請求は一切いたしませんといふことを念書として取りつけておるのであります。

で、今お述べの点に付加して申し上げることは、事実関係としては大体さういふことにならうかと思つておりますが、さういふことで、しからば江戸川区長あるいは東京都の計画局長といふものは、いかなる法律の根拠に基いて契約をしたかといふことについて、これは法律の根拠は実になかったものであります。国有財産の処分権を保持しておるのは、どこまでも大蔵省の系統の、当時は主税局、今日のように管財局といふものはございまして、主税局でも国有財産の事務をやつておりました、その主税局の下部機構でございまして、その税務監督局及び税務署、こういう系統において国有財産の処分はなされなければならなかつたのでございまして、先ほど冒頭に申し上げましたような、まことに中央においても非常に混乱した状態であり、ましてや第一線は、目の前に迫られた戦災者収容というふうな事務に追われまして、かような契約を取りかわした次第であります。

そこで結論的に申し上げますと、この権限なき公務員の行政行為でございまして、結論は二つのうち、いずれか一つというふうな下さるを得ないと考えます。つまり一つは、民法に基く表現代理の法理を適用いたしまして、当時の事態のもとにおきまして相手方は、これは当然かようなことについていふゆる権限はなかつたかもしれないが、権限ありと信すべき正当の理由があつたかどうかといふことにかかると思ひます。表現代理の法理を適用いたしまして、これはこちらが受権いたしてなくとも、国はその表現代理者が行なつた行為について責を負わなければならぬので、それに基きまして一応この契約は有効であるといふことにいたさざるを得ないと思ひます。しかしながら、その場合にどこまでも契約の中には、有償とするか無償とするかは別途定めるといふことになつておりますので、これにつきましては、事態をさらに調査を進めまして、適當な対価を徴する、あるいは国が負つたおつた債務との相殺をいたすといふことによつて処理をいたさなければならぬかと思ひます。もし相手方が表現代理を主張しない場合、これは悪意の取得といふことになりまして、時効は二十年になつておりますから、まだ国に所有権ありといふことになるのであります。全体の事態を遠慮いたし、また東京都江戸川区等四開の関係者か

○平林剛君 大体のあらましから、あなたの方で御検討になつた結論までお話しになりましたが、その前に私の方の見解を聞いてもらいたいと思ふ。事実問題として、あなたがあげられました東部軍経理部長の滑川正義という人と、川野幾太郎との間に行われた土地賃貸契約書のこと、それから江戸川区長の春見一夫が小岩第三耕地整理組合長川野幾太郎に対して旧兵舎払い下げに対する通牒を出した、この二つの事実問題についてはあとで私から申し上げます。ただ具体的な例から、私はあなたの方の御見解を聞きたいと思ふのであります。この六万坪の土地が国有財産であるのか、旧地主と自称する者であるかという疑問を、もう少し細かく説明する必要があります。私は思つておるわけであります。このほどこの土地の住家に布設されておる水道鉄管が破損しましたので、水道局の江戸川営業所に修理を依頼したところ、所有者の許可がなければできないと断られたという事実があるわけですね。そこで所有者が一体だれであるかといふことを調べてみますと、陸軍第一九〇一部隊、こういうふう

の話を総合いたしますと、大体においては、私は第一の考え方によつて処理をいたさなければならぬのではなかつたか、かように考えまして、目下東京都を中心にしたしまして、当時の関係者を集めて、各方面の主張を聞きまして、妥當なる結論において一応の処理案を作らせることにしております。さういふ案ができました場合には、会計検査院その他にもよく御説明申し上げまして結論をつけたいと考えております。

になつておるといふ連絡があつたわけでありませう。それからこの旧高射砲陣地の跡には今もつて所番地がない。初め、終戦後は旧高射砲陣地跡何のどれ兵備といふことでいろいろ連絡をしておつたものでありますが、その後居住者が増加をして、いろいろと選挙などの通知があるたびに支障を感じて、区長に對しても早く正当な番地を決定してもらへといふ陳情をしたのだけれども、正当な番地についての何らの措置がない。ところが区役所に行つてみると、住居台帳にはいづれも私製番地がそのまゝ記載されておるといふ始末で、こういう点にも何か暗いものを感じるわけですが、はつきりしないままに私製番地を作つてはいるといふ事実なんかにおいても、私はこれはやはり私有財産ではないのじゃないかといふ疑問が強いわけですが。

それから昭和二十九年の十一月に、江戸川税務署は住居の差し押えをして公売に付してありながら、昭和三十年以降はこれに對して課税をしていない。こういうところから見ても、政府当局の方でもどうも私有財産ではない、固有財産ではないかといふ見解を持つておられるように聞かれる。この幾つかのことからいろいろ判断をしてみますと、私は旧地主と自称する人の所有でないのじゃないだろうか、こういう疑問を強く持つておられるわけでありませう。これはまあ概念的な、現われた事象について判断を下したにすぎませう。そこで先ほど具体的事例として、あなたが話したやつた契約書を調べてみたわけですが、この契約書は、昭和十八年八月一日に、先ほど私が申し上げた東部軍經理部長滑川正義を甲と

し、川野幾太郎という人を乙として結ばれたものでありますが、この契約書の第一条に、土地の所在地は、東京都江戸川区鹿骨町二千九十九外一筆、こういうふうに明記してあるわけでありませう。そうするとあなたはそのとき、こういう契約書があるから……、これは、その賃貸料は、一反について四十二円であるし、賃貸期間は、昭和十八年八月一日から軍の必要期間、そしてまた戻してお返しをする、こういうふうにはなつていますが、これだけしか載つていないのです。ところがこの土地の所在地である東京都江戸川区鹿骨町二千九十九外一筆といふものは……あとでこの資料はあなたにお見せしますけれども、この地図の中にもう南の方の一部の土地をさしておる。私が問題にしようとするこの上の方の六万坪の土地については、だれの所有であるか明確ではない。事実、契約書としてあげられたこの契約書は、私が指摘しようとする土地の一部であつて、大部分に對する契約書といふものがない。もしかりにこの契約書が合法的なものだとしても、残つた大部分のものはそれじゃだれのものだ、固有財産じゃないのか、こういう疑問が起るわけですが、その点についてはお調べになりましたか。

○説明員(市瀬泰藏君) 当時の旧軍関係の資料は全部整つておりませう。で、私もといつたしましては、当時の関係者についていろいろ調査したのでございませうが、先ほど平林委員からもお話出された当時の江戸川区長春見氏の言、また当時の江戸川の総務課長の言によりますと、小岩の地区に陸軍の高射砲部隊を建設するために、当時の

地主から軍は借り上げをして、そして軍の施設及び建物を建築したのである。そしてそれが終戦直後、漸次旧地主に返されていったと、それから建物につきましても、本件に載つております建物のほかに、当時の陸軍の部隊長が一部当時の戦災者収容のために建物を引き渡したような事実もあるといふようなことも言つておりましたけれども、その点ははつきりしたものがありません。いづれにいたしましても、われわれが当時の関係者から知り得た限りでは、土地はすべて民有地でありまして、それを軍が借り上げておつた、こういう証言を得ております。

○平林剛君 当時の事情について、これはもう少しあなたの方でも調べてもらわなければならませんが、少くとも今私があげた契約書、今日はやはりしつかりしたものに基いて固有財産のものかどうかといふことを判断しないと、力のある者が法律の根拠に基かず、いろいろな売買を行い、それからこの六万坪の土地の中にあなたも無法地帯ができておるといふことになつてしまふわけでありませうから、一つ私が指摘をしたことも十分頭に入れて、今後の判断をしてもらわなければならぬと思ひます。重大な問題だと思ひます。

それからもう一つの事実問題で、旧兵舎払い下げに關する通牒です。これも先ほど政府の方から御説明がありませう。したように、旧兵舎の払い下げの権限が一体江戸川区長にあつたかどうかについて、私はなかつたかと思ひます。これは政府の方もなかつたかといふことでお答えがあらうけれども、この通牒もきわめて疑問があるわけですが、こののは、小岩第三耕地区長長川野幾

太郎が、たとえばこの土地における高射砲隊の兵舎、倉庫、彈藥庫、營兵所、被服庫、洗面所、その他の家屋の払い下げの申請をした、それは昭和二十年十月三十日に申請をした。ところがこの旧兵舎払い下げを承知したといふ書類は、その翌日十一月一日に発行されておる。いや混乱期であるからえらく物事の処理が早いといふことは、まことにけつこうなことでありませうけれども、わずか一日の間に――申請され、翌日許可されておる、まあ今日官庁の事務処理の常識から見るといふと、あまり早いので、かえつて疑問を生ずるなどといふことになつておるわけですが、私はまあこの事実について、そのまゝ何かありはしないかといふ疑問を持つことは、あるいはうが過ぎているかもしれないけれども、やはり検討を要する問題ではないだろうかといふことはだけは事実ですね。どうもこの意味でもこの払い下げに關する通牒の裏に何かありはしないかといふ疑問を持つわけですが、同時にこれは旧兵舎払い下げに關する通牒だけであつて、土地については何ら触れていない。そうすると、やはり土地については固有財産ではないだろうか、こういうことも言えるわけでありませう。この点については、あなたの方はどういふお調べがなされておりますか。

○説明員(市瀬泰藏君) ただいまの旧兵舎払い下げの件でございませうが、この払い下げに關する件という原本がありませう。で、現在東京都及び江戸川区で十分調査をさせております。しかしながら、われわれが持つておる資料及び江戸川区役所の当時の江戸川区長の話を聞いたところでございませう、

当時旧軍の財産が一時に不用になりまして、そして旧軍のものとの責任者は何ら管理することができない状態である、一方において江戸川区も戦災にあつて、東京都は戦災にあつて、戦災者収容するといふ要望は非常に強い、そこで区長のところへも毎日のようにそういう要望がありまして、そしてこの話は相當前からあつた、区長は当時の記憶でございませうが、この前書きをいたしまして述べておる、そのまゝとして大体区長が、旧軍のものであるから東京都の計画局長からの指示によつて登録しましたリストに載るものだけを処分していくといふ方針で慎重にやつておつたわけですが、遂にそれでは本件はよろしいといふ指示を与えて、あと事務的に部下の者がこれを処理したので、非常に早くいったのだからと推測します、想像いたしますと、こういう証言を得ております。

それから建物、土地の關係でございませうが、この建物の売り払いは十一月一日に行われました、そのときに前にお話がありましたように、戦災者住宅に利用するといふ条件がついておりませうが、その条件を履行させるために、それから一月ばかりおくれまして二十年十二月三日に東京都の代表者が立ち会ひのもとに、江戸川の区長とそれから建物の所有者とそれから居住しようとする者との間に次のような覚書が取りかわされておるのでございませう、その中には第一に建物は地主の所有とし、居住者――戦災者同盟においては何ら異議がないこと。第二に建物は戦災者住宅に當ること。第三に家賃は建物所有者の所得とする。第四

に建物は区長が建物所有者の委託を受けて使用を管理し、戦災者の受け入れについては区長は地主及び居住者の意見を十分に参酌すること。こういう見書が取りかわされておりますことから推定いたします。その土地の上にある建物を旧地主が買い受ける、あるいは払い下げを受けるということについて了解が成立しておつたと、こう推定されるのでございます。

○平林剛君 まああなた今、田一九〇一部隊第一小隊陣地内に関する覚書のことを言われたと思いますが、これも問題があるのですよ。今おあげになったものは建物使用についてのことであつて、土地のことについては触れていない。さつきから私の指摘しているのは、土地は国有財産じゃないかというところを言っているわけですよ。それから今おあげになった覚書は、たしかに江戸川区長の春見一夫という人と、地主代表という肩書になっている宮崎庄衛ですが、それから戦災者同盟代表の清水伸という人と東京都の代表として立ち会つた井上信虎、この四人のほんこを押して覚書がかわされている。私はまだそれらの本人に会つて、こまかい話を聞いておりませんから、どこまでそれが信用するに足るものかわかりません。しかしこの覚書を結んだ背景に、ある一つの事件があるということを知っている。結局その裏にいろいろな事件があつて、建物は乙の所有物とみなす、従つて丙——つまり戦災者同盟は何ら文句を言ふな、こういうような意味の文書になつていて、私はこの裏の事実関係についても、若干資料を持つてゐるわけですが、まだ確かかなことを確認してありませんから、

きようは申し上げませんが、この裏にもやはり何らかの事件があつたということをおあた頭にに入れておいてもらいたい。すなわち戦後の混乱に乗じて、こういうような不法な——不法に近い問題があつて、こういう結論が出てきたということをお認識しておいてもらいたい。私はこれを一つ指摘しておきたいと思ひます。

そこで、もう一つお尋ねをします。……

○政府委員(正示啓次郎君) ちょっと今の点について、御質問中でございますが、発言をお許し願ひたいと思ひます。

まことに、仰せの通りでございます。私も終戦直後の旧軍の財産を大蔵省が引き継いだのでありますが、そのときの引き継ぎ態勢というものが決して完璧なものではなかつた——というよりは、むしろきつて不用意のうちに引き継いだということを率直に認めております。さうな意味におきまして、本件につきましても私は断定を下しておりません。先ほど申し上げましたように、二つのうちのひとつかというふうに建物について申し上げたわけでありまして、土地につきましても、土地にきまつてたいたいま重ねていろいろの疑問の点を御提示になつたわけでありまして、われわれのところは一応御承知のようになつて、土地といふものは登記所等のいわゆる公簿、公図といふようなものによりまして、国有であるとか民有であるとかいふことをきめるわけでありまして、この土地については地番がない。これは耕地整理の過程におきまして、まますういふことがあり得るわけでございますが、さうなことで国有が民

有か民有かわからないようなケースは全国にもあるわけでございます。そこで今申し上げた二つの点、すなわち終戦直後の非常な混乱をした事象のもとに引き継いだということ、また個々の財産について、今日まで十有余年を経過してありますが、大蔵省として全責任をもつて調べたということとは断言できません。従いまして私どもは本年度の予算に一億四千万円の初めての実態調査費をお認めをいただきまして、かような疑問のある土地、あるいは建物については、その実態を糾明するという態勢を初めてとつておることは御承知の通りであります。つきましては、まずたゞいままでおあげになりました点につきまして、私はむしろ各方面から得られた資料はほとんど御提供願ひたい。これによりまして、公正なる結論をつけたいと考えております。本件は先ほど申し上げましたように、当時の責任者であるところの東京都を中心にしたしまして、この善後処理の案を作るわけでございますが、これにはどこまでも筋の通つた今お話のようないろいろな証拠資料といふものを全体として見ました上で、公正なる結論をつけたいと考えておりますので、土地等につきましても、なお疑問の点がございしますれば、これらの実態を調査いたしますとともに、関連するいろいろな資料について、漏れなく調査の上、決定をいたしたいと考えておりますことだけを中間的にお答えを申し上げておきます。

○平林剛君 あなたは初め解決の方法に二つあるとそれ述べてられて、政府当局としては第一の方法をとるような傾向にあるというから、私はいろいろ疑問の点を述べて、あなたに私の意見も含めて考えてもらいたい、こう要望したのである。今の中間的なお答えで、あらゆる資料を集めて、それから後に結論を下される、そういう答弁はまことに當を得てゐる。私はそれを希望しておつたのです。初めからこちらなんだという結論を言われたから、いろいろな疑問を述べて、あなたのお考えを聞きたい、こういうことを申し上げたわけでありまして、まあいろいろお答えがございましたから、私もあまりこれ以上申し上げませんけれども、もう一つだけ聞いておきます。

江戸川区長に対して質問書をお出しになつておられます。どういふような内容で、いつまでにその回答がくることになつておりますか。こんなことを申し上げるのは、私は江戸川区の区議会において長い間行われたこの問題に関する審議の議事録というのを手に入れたわけですから、それを見るとき、きつて抽象的、あいまいである。またきつて政治的な取扱いになつてゐる。それを心配しておられますものだから、政府の方からは一体どういふような要領で質問書を出され、その回答はいつまでに求められておるか、それを伺つておきたいと思ひます。

○説明員(市瀬泰蔵君) ただいまの質問書とおつしやいましたが、ことしの四月一日に江戸川区小岩町に所在する旧軍用財産、カッコミとして、「暗一九〇一部隊について」という照会を出しております。この照会におきまして、江戸川区長が当該財産を売り払いをいたしました法的根拠、それからその経緯を明らかにしてくれという内容を持つておりました。この最初の照会におきましては、期日を付しておりましたが、一週間たちまして四月八日に第一回、それから一昨日もう一度督促いたしましたので、その回答を要望しておりますけれども、まだ担当官が口答で当時のことを熟知してゐる者から聞いたところの話を聞いてゐる程度で得てゐる程度でございまして、正式の回答を得ておりません。私もどしどししては、一刻も早く回答を得るようによい督促をして、そして実情をきわめていきたい一助としております。ただいまのは、関東財務局から江戸川区長に出した書類でございます。

○平林剛君 その照会の結論はどういうものかわかりませんが、いづれまたあなたの方から御報告を願ひたいと思ひます。

それから法律的な根拠を明らかにせよと、いふ言われれば、法律の根拠は、もう明らかではありませんか。私はこれは自分でも自信がないのでありますけれども、こゝろ旧軍用財産、すなわち旧軍用の土地とか施設その他の財産の貸付、譲渡については、旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律が昭和二十三年の七月に施行されて、それから三年以内に限り、減額譲渡の特例があるという法律を私見つけたわけですが、古いことはわかりませんが、古くは昭和二十三年七月一日から施行されておる。この土地の、あるいは建物の貸付とか、あるいは譲渡ではあります、譲渡といふことがあつたとして、いづれ昭和二十年十月三十日まであり、あるいは二十年の十二月三日である。いわば空白地帯になつておる。

だから法律の根拠は明らかでないといふことが断定されるのじやないですか。あなたのほうで照会を出すまでもない……。

○政府委員(正示啓次郎君) その点私が最初に申し上げた点でございまして、法律の根拠なしに東京都の出先機関であります区長がやっておりますことは、その通りでございしますが、ただ、一応これを照会をいたしましたのは、向うの見解を聞く意味で、どういふ根拠をやったのかという意味で聞いたのであります。そこでたゞいま平林委員の御解釈は大体その通りでございまして、当時は御承知の通り旧国有財産法の施行当時でございまして、この旧国有財産法には実は旧陸海軍から引き継いだ財産をどうするかという規定は全然なかった。昭和二十三年に、今お述べになったように、初めてそういう特例法を作つていただきました。これが今日の国有財産特別措置法という法律の中に生きておるわけであります。従つて、当時はそういう法律の規定はございせんので、これはいわば法律に基かない措置といふことに大体なるわけでありまして、ただ相手方の見解を聞きたいと、こういうことで出してあります。

それから、それではこの財産の法律的なステータスはどうかと申しますと、一応旧国有財産法におきましても、各省各庁が――昔は各省各庁という言葉はございせん、各省といつておりますが、陸、海軍省の使つておつたいわゆる行政財産、今日の行政財産の概念に当るのでございまして、その用途を廃止された場合に、雑種財産という概念でいたしております。

が、雑種財産は大蔵省に引き継ぐといふことになつておつた。従つて当時の正当なる手続といはしましては、大蔵省に実は引き継がれた、大蔵省において処分された、これが当時のいわゆるリールガルな、合法的な処分の手続きであつたのであります。それを先ほど申し上げたように、何しろ混乱しておりまして、一時使われぬといふようなことで、各府県市当局から大へんやかましくいわれまして、ある程度これを内務省の系統の地方庁において処理をいたしまして、それを帳簿的に大蔵省に引き継いでくる。すなわち一時使用を認めたい形において大蔵省に引き継いでくるというふうな状態が大蔵省の普通の姿であつた、こういうふうな御了解をお願いしたいと思います。

○平林剛君 私はどうも国有財産とおぼしきものの処分がこのままに放置されておることに対する政府の責任というものも、かなり重たいと思うのです。しかしきょうはその責任についてどういふことというものはありません。ただあなたの方の担当ではないかもしれませんけれども、特に政府当局に注意を喚起しておきたいことがあるのです。実はこの運動といひますか、この事実についていろいろ問題を提起してゐる。国家の所有のものが、あるいは一部の人の独占にされておるといふことを提起する。いや、その中心の人物に対して各種の暴力行為が行われる。私はこの疑問を提起して、国民とともに国有財産であるのかどうかといふことを明らかにすることは、すべての人が関心を持つとともに、私どもの義務でもあると思う。ところがこれらこのことを行なつてきたものに対して、

だれがやったかわかりませんよ、しかし暴力を加えて、そうして身体に障害を与えようとする不祥事件さえも起きたといふことを聞いておるのです。そればかりじゃありません。今度の問題が議会で取り上げられようとする動きが始まりますと、さつそこの土地の中に戦災当時から住まわれておつた困窮者たちに対して、地主と称する人たちが立ちのきを要求してきておる。たとえばその中で私の聞いたのでは、百二十何世帯の人たちが共同の井戸を持つておつて炊事をやつておる。この井戸が自分たちの生活にとつてはなくてはならない存在であつたわけですが、ところが旧地主と称するものは、そこは他の人と売買をした。それであるからこの井戸はつぶしたいから立ちのいてもらいたい、こういう催促状が来ておる。何とかしてこれを立ちのかせようとしてゐる動きがあるわけですが、私はもしこの動きが正当な所有権に基いて行われるならば、あるいはいろいろ民法上の訴訟があることは当然だと思ひます。しかし私が今指摘しておるやうに、国家の所有であるのか、あるいは民間の方の所有であるかといふことが不明確なときに、この事実が行われる。そうして、なお議會でこういうことが問題になりそうだとすると、いや訴訟問題は法律上の問題であつて、これで正否を争ふこともいいけれども、しかしお互いに善意をもつて一度お話ししなさいといふやうな、今度は手が行われておる。私はこれはあなたの方の責任において所有権が明らかでないままに行われているいろいろな暗躍だと思ひます。これはあなたの方の直接

の所管ではないけれども、そういう問題もあつて、早く解決をしなければならぬ問題だといふことだけを頭に入れてもらいたい。

いろいろ申し上げたいこともありますが、さういふ差し迫つたことのあるわけですが、私は先ほどから申し上げたように、一日も早くすみやかに政府が結論を下して、そうして今起つておる問題について悪い影響のないやうに最善を尽してもらいたい。それが今日まで放置した政府の責任を幾分でも軽くするものである、こう思ひます。

○政府委員(正示啓次郎君) ただいまおあげになりました暴力だといひますか、それからいろいろ立ちのきを要求するとかの動き、これは私も耳に接的にはある程度さういふ事実を耳にしておりましたが、さういふことに全然的関係のないといふことは申し上げるまでもございせん。なお、お話しのように私どもとしては、さういふのは一つの事例でございまして、この混乱をしておつた時代、さういふものとどういふことが行われておるかといふことで、先ほど申し上げたように、それをそのまま放置するといふ考えはよろんございせん。さういふ事態を前提にいたしまして、いろいろ関係が複雑になつておりますので、それらの関係をよくトレースしたいとして、公正な結論を下したいといふ考えを持っておられます。その意味で実態調査を進めておるといふ次第でありまして、よく調査をいたしまして、お話しのようにできる限りすみやかに処理をいたしたいと考えております。

○平林剛君 この国有財産をめぐる紛争についての私の質疑は、きょうはこれで一応終つておきますけれども、質問だけで、この取扱いが終るものではないと、今後の運営をはかられんことを希望いたしました。質問を終ります。

○委員長(廣瀬久忠君) 四案の質疑はきょうは一応この程度にとどめて、本日はこれにて散会をいたします。午後二時三十八分散会

四月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、臨時受託調達特別会計法案
臨時受託調達特別会計法案
臨時受託調達特別会計法
(設置)

第一条 政府がアメリカ合衆国政府との間に締結する受託調達契約の実施に關する政府の経理の適正を図るため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2 前項に規定する受託調達契約とは、防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)附則第七項に規定する受託調達契約をいう。

(管理)
第二条 この会計は、内閣総理大臣が、法令の定めるところに従ひ、管理する。

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、受託調達契約(第一条第二項に規定する受託調達契約をいう。以下この条において同じ。)に基づくアメリカ合衆国政府の支払に係る収入金で当該契約を履行するため政府が締結する契約(以下「調達契約」という。)に基づく政府の支払に係るもの及び調達契約に基づく政府の収入金で受託調達契約に基づくアメリカ合衆国政府への支払に係るもの並びに支出済となつた歳出の返納金その他の収入金で歳出金に係るもの(歳出の金額に戻入されるものを除く。)をもつてその歳入とし、これらの収入金をもつてする支払金で調達契約又は受託調達契約に基づくものをもつてその歳出とする。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)

第四条 内閣総理大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の国庫債務負担行為要求書には、国庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに該会計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画及びその進捗状況等に関する調査を添附しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に

従つて款及び項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、歳入歳出予算計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書並びに第四条第二項に規定する調査を添附しなければならない。

(剰余金の繰入)

第七条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第八条 内閣総理大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、債務に関する計算書を添附しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同条第二項に規定する債務に関する計算書を添附しなければならない。

(実施規定)

第十条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 防衛庁設置法の一部を次のように改正する。

附則第十九項を第二十項とし、第八項から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、附則第七項中「調達を行う。」を「調達を行い、並びに受託調達契約を履行するため必要な契約の締結、検査その他の事務を長官の定めるところにより実施する。」に改め、同項を附則第八項とし、附則第六項の次に次の一項を加える。

7 防衛庁は、当分の間、第五条の権限のほか、左に掲げる権限を有する。

一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づき日本国政府に無償で譲渡される予定の艦船二隻をアメリカ合衆国政府の負担において調達し、同国政府に引き渡すことを目的とする契約(以下「受託調達契約」という。)を同国政府との間に締結し、及び当該契約の実施に関する事務を行うこと。

二 臨時受託調達特別会計の経理を行うこと。

昭和三十一年四月二十三日印刷

昭和三十一年四月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局